VII 食品衛生課

食品衛生課は、輸出促進法に基づく輸出水産食品や食肉の認定施設等への査察、食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・立入検査や総合衛生管理製造過程の変更承認・立入調査のほか、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導などの業務を実施しています。

1 輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国やEU(欧州連合)等の国では、諸外国から輸入される食品について、自国と同等の衛生的な管理(HACCP等)を輸出国へ義務づけています。食品衛生課では、受入国の基準を満たした国内の水産食品の製造・加工施設に対して定期的な査察を行っています。また、韓国、中国、台湾及びブラジル向けの水産食品にあっては、これらの国から衛生証明書の添付が求められているため、衛生証明書発行の業務を行っています。

(2) 対米輸出水産食品の認定加工施設への査察等

アの概要

米国へ水産食品を輸出する場合、製造・加工施設におけるHACCPの手法に基づいた衛生管理の実施や都道府県等による施設の認定・監視、さらに各地方厚生局による現地査察の実施等が必要となります。

食品衛生課では、施設認定の審査及び現地査察を実施し、製造・加工施設の衛生管理等 について確認しています。

イ 業務実績

令和2年度は、認定された以下の3施設について、現地査察を実施しました。

- ①成邦商事(株) (青森県青森市:冷凍ホタテ貝柱)
- ②武輪水産(株) (青森県八戸市:しめ鯖)
- ③(株)中外フーズ(福島県伊達郡梁川町:味付数の子、ほっき、いい蛸等)

なお、新規認定の申請や取消しを行った施設はありませんでした。

実績推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設

(3) 対凹輸出水産食品の認定加工施設等への査察等

ア 概要

EUへ水産食品を輸出する場合、輸出国の製造加工施設や生産漁船等はEUの定めた認定や登録要件に適合する必要があり、また、輸出毎に食品・動物衛生証明書(以下、「衛生証明書」)を添付することが義務づけられています。

また、漁業従事者を含む関係事業者が遵守すべき水産物の衛生的な取扱いやHACCPシステムを導入した加工施設の衛生管理以外に、衛生証明書の発行や都道府県等による施設の監視、さらに各地方厚生局による現地査察の実施等が必要となります。

食品衛生課では、施設認定の審査及び認定施設に対し6カ月に1回以上の現地査察を 実施しています。

イ 業務実績

令和2年度は、以下の認定施設等について、現地査察を実施しました。

- ①成邦商事(株) (認定施設)
- ②青森市保健所 (衛生証明書発行機関)

また、新規認定の申請はありませんでした。

実績推移	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
認定施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設

(4) 対韓国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

韓国へ冷凍食用鮮魚介類頭部や冷凍食用鮮魚介類内臓を輸出する場合、処理施設等の 事前登録や輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

食品衛生課は、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行しています。また、施設認定の審査及び登録をおこなっており、東北厚生局管内の認定施設は、令和3年3月31日現在、4施設となっています。これらの施設は、必要に応じて監視等を実施しています。

イ 業務実績

令和2年度は、新規認定の申請及び衛生証明書の発行はありませんでした。 また、認定廃止の申請1件に対応しました。

実績推移	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
衛生証明書	0 件	0 //-	0 件	1 件	0 //-
発行件数	0 14	2 件	0 14	1 1+	0 件

(5) 対中国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア概要

中国へ水産食品を輸出する場合は、処理施設等の事前登録や輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の添付が求められています。

食品衛生課では、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、審査し、衛生 証明書を発行しています。

また、施設認定の審査及び登録を行っており、東北厚生局管内の認定施設は必要に応じて監視等を実施しています。

イ 業務実績

令和2年度は、衛生証明書を192件発行しました。

また、新規認定の申請7件に対応しました。

実績推移	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
衛生証明書	224 /4	15 <i>C ll</i> +	202 /H	22 <i>C I</i> H	100 /4
発行件数	334 件	156 件	283 件	336 件	192 件

(6) 対台湾輸出貝類の衛生証明書発行業務等

ア概要

台湾に貝類を輸出する場合は、取扱施設輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の添付が求められています。

食品衛生課では、輸出者から衛生証明書発行に係る申請書が提出された場合、審査し、 衛生証明書を発行しています。また、東北厚生局管内の施設に対し、必要に応じて調査を 実施しています。

イ 業務実績

令和2年度は、衛生証明書を219件発行しました。

実績推移	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
衛生証明書	4 件*	148 件	147 件	219 件
発行件数	4 1 1'	140 汗	147 件	219

*平成30年1月1日より発行

(7) 対メキシコ輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア概要

メキシコに水産食品を輸出する場合は、取扱施設輸出国の行政機関が発行した衛生証明 書の添付が求められています。

食品衛生課では、輸出者から衛生証明書発行に係る申請書が提出された場合、審査し、 衛生証明書を発行します。

なお、当該業務は令和3年4月1日より農林水産省へ移管されました。

イ 業務実績

令和2年度は、衛生証明書の発行はありませんでした。

(8) 対インド輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

インドへ水産食品を輸出する場合、処理施設等の事前認定や輸出国の関係当局が発行 した証明書の添付が求められています。

食品衛生課は、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行します。また、施設認定の審査及び登録を行っており、東北厚生局管内の認定施設は、令和3年3月31日現在、8施設となっています。これらの施設は、必要に応じて監視等を実施します。

なお、当該業務は令和3年4月1日より農林水産省へ移管されました。

イ 業務実績

令和2年度は、衛生証明書を1件発行しました。

また、新規施設の認定の申請2件に対応しました

実績推移	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
衛生証明書	0 件*	0 件	1 /#-
発行件数	0 14 *	0 14	1 件

*平成30年6月22日より発行

(9) 対ブラジル輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

ブラジルへ水産食品を輸出する場合、処理施設等の事前認定や輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

食品衛生課は、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行しています。また、施設認定の審査及び登録をおこなっており、東北厚生局管内の認定施設は、令和3年3月31日現在、8施設となっています。食品衛生課では、施設認定の審査及び認定施設に対し年1回以上の現地査察を実施しています。

イ 業務実績

令和2年度は、新規認定の申請2件に対応しました(認定手続中)。 また、衛生証明書の発行はありませんでした。

実績推移	令和2年度
衛生証明書	0 件
発行件数	0 14

*令和2年4月1日より業務移管

2 輸出食肉の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国等へ食肉を輸出する場合、厚生労働省により施設等の衛生管理や食肉検査体制等について施設認定を受ける必要があります。

東北厚生局では、所管する認定施設や食肉衛生検査所に対して、適正な衛生管理や衛生証明書の管理状況等の確認のため、査察を実施しています。

令和3年3月31日現在、米国、カナダ、オーストラリア、シンガポール、台湾及び香港向けの食肉施設を所管しています。

(2)業務実績

令和2年度は、認定された以下の施設について、通知に基づき現地査察を実施しました。

・株式会社いわちく(岩手県紫波郡)

米国、カナダ、オーストラリア、シンガポール、台湾及び香港向けの牛肉の取扱施設

実績推移	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
查察回数	12 回	12 回	12 回	11 回	12 回

・株式会社ミートランド (秋田県鹿角市) シンガポール向けの豚肉の取扱施設

実績推移	令和2年度
査察回数	1回

・秋田県食肉流通センター (秋田県秋田市) 台湾向けの牛肉の取扱施設

実績推移	令和2年度
查察回数	1 回

・山形県総合食肉流通センター(山形県山形市) 台湾向けの牛肉の取扱施設

実績推移	令和2年度
査察回数	1回

・株式会社いわちく豚処理加工施設(岩手県紫波郡) シンガポール向け豚肉の取扱施設

実績推移	令和2年度
查察回数	0 回

※令和3年3月23日認定

3 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等の業務

(1) 概要

登録検査機関が輸入食品等の製品検査を実施する場合は、厚生労働大臣の登録が必要となります。食品衛生課では、登録申請のあった検査機関の検査精度や正確性に関する適合状況等を事前に審査しています。また、登録後においても、適切な管理下で理化学的検査や細菌学的検査や動物を用いる検査が実施されているか確認するための定期的な立入検査を行っています。

(2)業務実績

令和2年度における東北6県の登録検査機関は10施設で、東北厚生局ではこれらすべての施設について立入検査を実施し、改善を必要とする事項は文書で通知しました。

なお、令和2年度に更新等が行われた施設や変更の申請や届出については、以下のとおりで

す。

ア 業務規程の変更認可

令和2年度において、該当はありませんでした。

イ 登録の更新申請に係る通知

令和2年度において、1件の更新がありました。

ウ 新規申請に係る登録及び製品検査の業務廃止 令和2年度において、該当はありませんでした。

実績推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録検査機関・ 検査施設数	11 施設	11 施設	11 施設	10 施設	10 施設

4 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等の業務

(1) 概要

加工食品の危害発生を未然に防ぐ手法として、食品の原料受入から製造・出荷までのすべての工程において危害分析し、これを除去できる重要な工程を連続的に監視・記録するシステム (HACCP) があります。

総合衛生管理製造過程は、HACCPに基づいて衛生管理を実施する施設を厚生労働大臣が承認する制度です。食品衛生課では既に承認済みの食品工場からの承認変更申請の審査や承認、さらに承認施設の監視を行っています。

なお、本制度は令和2年6月1日で廃止となりましたが、既に承認した施設については承認 期間満了まで監視を継続することとなっています。

本制度は、以下の食品が対象となっています。

ア 牛乳、山羊乳、脱脂乳、加工乳

- イ クリーム、アイスクリーム、無糖練乳、無糖脱脂練乳、脱脂粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料
- ウ 清涼飲料水
- エ 食肉製品 (ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの。)
- オ 魚肉練り製品 (魚肉ハム・ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するもの。)
- カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品(食品であって、気密性のある容器包装に入れ、密封した 後、加圧加熱殺菌したもの。)

(2)業務実績

東北厚生局では、東北管内にある12承認施設18品目について、承認品目毎に立入検査等を実施し、改善を要する施設には、文書で改善指導しました。

ア 新規の申請

令和2年度に申請した施設はありませんでした。

イ 変更の申請

令和2年度に申請した施設はありませんでした。

ウ 承認対象品目の返上等

令和2年度に承認を更新しなかった施設は、16施設でした。

実績推移	平成28年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
新規申請	0件	0件	0 件	0件	0件
一部承認変更申請	0件	2件	0 件	0件	0件
承認更新申請	16 件	16 件	5 件	5件	2件
承認対象品目の返上 等	1 件	1 件	1件	10 件	16 件
立入検査等	16 件	16 件	10 件	7件	3件

(3) 食品品目毎の承認状況

承認件数	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り 製品	容器包装詰 加圧加熱 殺菌食品	清涼 飲料水	合計
東北	7	6	3	0	0	2	18

5 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

(1) 概要

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていない健康の保持・増進効果についての虚偽又は誇大な表示がされているものが見受けられ、さらにそれらの食品を長期的かつ継続的に消費することにより、消費者が必要とする診療の機会を逸するなど、健康に重大な支障を引き起こす可能性があります。このような虚偽又は誇大な表示は健康増進法で禁止されています。

食品衛生課では、消費者庁や都道府県等と連携し、食品の不適正な広告等の監視を行っています。

(2)業務実績

自治体からの事例報告の受理件数は54件でした。

実績推移	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自治体からの事例 報告の受理件数	28 件	55 件	72 件	48 件	54 件

6 大規模食中毒発生時の関係機関との調整に関する業務

(1) 概要

500名を超える大規模な食中毒患者が発生した場合や食中毒患者の所在地が複数の都道府 県にわたる広域食中毒の場合に、厚生労働大臣は都道府県知事等に対して調査の要請を求め ることができます。また、事故の発生状況に応じて地方厚生局職員が現場に派遣され、都道 府県等との連絡調整、情報収集、現場調査の立ち会いを行います。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)の公布に伴い、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止のため、国及び都道府県等は相互に連携を図りながら協力することされ、毎年度定期的な場合や、緊急を要する場合に広域連携協議会を開催することとなっております。

(2) 令和2年度の業務実績

令和2年度は新型コロナ感染症流行の影響で定期的な広域連携協議会は開催されませんでした。